

年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務

(警察庁生活安全局保安課)

1. 制度の概要

都道府県公安委員会は、年少射撃資格の認定を受けようとする者を受講者として、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関し必要な知識を習得させるための講習会を開催することとされているところ、空気銃の使用の方法に関する講習に関する事務を、適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに行わせることができることとされている。

2. 指定、登録等の基準

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)

(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)

第5条の3 (略)

2・3 (略)

4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第1項の講習会の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせることができる。

(年少射撃資格の認定のための講習会)

第9条の14 (略)

2 (略)

3 第5条の3第3項の規定は前項の年少射撃資格講習修了証明書について、同条第4項の規定は第1項の講習会について、それぞれ準用する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)

(年少射撃資格講習会の開催に関する事務の委託)

第31条 (略)

2 法第9条の14第3項において準用する法第5条の3第4項の政令で定める者は、適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第11号)

(指定の基準等)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第19条第2項又は第31条第2項の規定による指定(第8条までにおいて単に「指定」という。)は、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)の申請に基づき行うものとする。

2 指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 令第19条第1項又は第31条第1項に規定する事務(以下「講習事務」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。
- 二 講習事務における指導を適正に行うため必要な知識及び技能を有する者(以下「講師」という。)が置かれていること。
- 三 講習事務を適正かつ確実にを行うため必要な経理的基礎を有すること。
- 四 講習事務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより講習事務が不公正になるおそれがないこと。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人 日本ライフル射撃協会	平成21年12月	東京都渋谷区神南1丁目1番1号 (03-3481-2390)	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第1条第1項の規定に基づく申請があり、同条第2項に定める指定の基準に適合しているものと認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
年少射撃資格講習：9,700円	人件費、物件費その他の経費から算出

上記の金額は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)に規定する手数料の標準である。

6 . 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成21年度)

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則を制定し、指定の基準の詳細な事項に関する規定を整備した。

その他改善すべき事項は特になし。

7 . 政策評価

平成23年度以降に実施予定